

〔德川禁令考二公家〕享保五庚子年二月十四日ノ令、女院○幸子女王崩御ニ付、鳴物三日停止、普請ハ不苦、

〔令義解四祿〕凡食封者、略中宮湯沐二千戸、

〔續日本紀淳仁二十天平寶字四年六月乙丑、天平應眞仁正皇太后○武后崩、姓藤原氏、略中天平元年尊太夫人○夫人誤人爲皇后、湯沐之外更加別封一千戸、

〔日本紀略五冷泉〕康保四年九月廿三日戊申、今日充中宮○昌御封千五百戸、

〔榮花物語三浦々の別宮〕の御前後定子の御内参りのこと、そゝのかし啓しつるにぞ、思したゝせ給へる、明順道順よろづにそゝぎ奉る、國々の御封なきめし物すれど、ものすかやかに辨へ申人もなければ、さるべき御莊なきぞ、絹奉らせんなど案内申人ありければ、きぬめしてよろづにいそがせ給ふ、略中宮には、三月ばかりにぞ御子生れ給べき程なれば、御慎みをよろづに思せど、殊に御封なきすがくしう辨まへ申人なし、内藏づかさより、例のさまぐの御具とももては、こび、女院なきよりも、萬おほしはかり聞えさせ給へば、それにて何事もいそがせ給ふ、

〔續三宮傳〕新清和院、光格帝、寛政六年三月七日立皇后、同日御領三千石被定進、略節

〔延喜式十三中宮〕凡毎月晦日、進錦鞋三兩、但雜給料臨時定之、

凡毎月十一日、請來月料米一百斛、白五十石、

〔延喜式十四殿〕中宮

春季

正月料、二月三月亦同袍十領、白一領、作目料白絹四疋一丈、別二丈絲一兩一分、銖別三背子十領、白一領、白料絹五疋、別三絲一兩一分、銖別三單衣十領、白一領、韓紅二領、蘇芳二領、料絹二疋五尺、別一丈二絲三分二銖

供給